



11月9日(日)は 神栖市長選挙の投票日



詳しくはコチラ

投票時間 午前7時～午後6時

〒 市選挙管理委員会 Tel.0299-90-1125

投票できる方

神栖市に住所があり、2007年11月10日以前に生まれた方(2025年8月1日までに転入の届け出を済ませた方)

期日前投票

投票日に仕事や旅行、冠婚葬祭などで投票に行けない方は期日前投票をご利用ください。

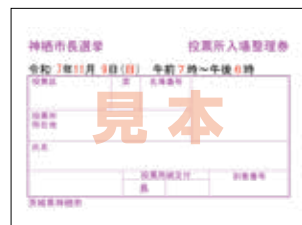
期日前投票所	期間	時間
神栖市役所 本庁舎 2階201会議室 波崎総合支所 2階	11月3日(月・祝)～8日(土)	午前8時30分～午後8時
若松公民館	11月3日(月・祝)、4日(火)	午前9時～午後6時

※期日前投票は、お住まいの地区にかかわらず、上記の期日前投票所で投票できますが、投票日当日は、入場整理券に記載された投票所での投票となります

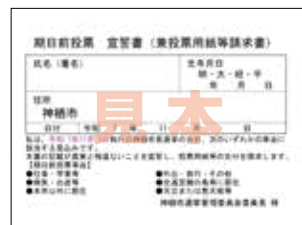
投票所入場整理券

入場整理券は、世帯ごとに封書で郵送されます。入場整理券が届いていない方や紛失した方も投票できますので、マイナンバーカード、運転免許証など本人確認ができるものを投票所に持参し、受付に申し出てください。

※期日前投票をする際は、入場整理券の裏面にある「宣誓書」に、あらかじめ投票する日付、氏名、生年月日、住所を記入しておく、スムーズに受け付けができます



入場整理券の表面



入場整理券の裏面

選挙公報

選挙公報は、投票日の前日までに新聞折り込みでお届けするほか、コンビニなどにも配置します。

不在者投票

投票所に行くことができない場合でも、次に該当する方は、不在者投票をすることができます。手続きに日数を要するため、早めにお手続きください。

●入院中などの方

都道府県が指定した病院、介護福祉施設などに入院(入所)中の方は、その施設で不在者投票ができます。施設に申し出てください。

●出張・旅行などで市外にいる方

滞在先の選挙管理委員会では不在者投票ができます。神栖市選挙管理委員会に「不在者投票宣誓書兼請求書」を郵送してください。マイナンバーカードを利用したオンライン請求もできます(電子メール、FAXでの提出不可)。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

●在宅療養中などで郵便投票を希望する方

身体障害者手帳や介護保険の被保険者証などをもち、一定の要件に該当する方は、郵便などにより不在者投票ができます。事前に「郵便等投票証明書」の交付を受け、11月5日(水)までに投票用紙などを請求してください。詳しくはお問い合わせください。

